平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地17
債務者　ティーゲイン株式会社
代表者代表取締役　田村　文夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３４９号
大阪府八尾市相生町２丁目１番62―416号
債務者　徳川　隆則
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４９号
神奈川県小田原市久野288番地の１　エステート三宅Ｃ101
債務者　田中　利幸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５０号
神奈川県小田原市久野288番地の１　エステート三宅Ｃ101
債務者　田中　達子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０６号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目２番10号
債務者　北村　幸司
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県小田原市下堀111番地の１　ドミールしんやＣ棟102号
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８６号
仙台市泉区南中山２丁目25番地の１　東北高等学校三楽寮102、従前の住所宮城県黒川郡大和町宮床字森ノ腰107番地の３　メゾン森ノ腰203
債務者　高橋　　達
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　　力
4　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
岡山市中区関394―12　ラ・パルテール関壱番館201号室、住民票上の住所岡山県津山市南町１丁目33番地
債務者　古山　正治
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　夏己
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
長野県上田市常磐城１丁目６番15号
債務者　北村智惠子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４４号
茨城県水戸市西原１丁目14番41号
債務者　蕎麦処将庵こと　荒井　祐一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
茨城県ひたちなか市大字佐和3036番地８
債務者　遠藤　武和
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
青森県下北郡東通村大字白糠字老部41番地、住民票上の住所青森県下北郡東通村大字白糠字老部33番地
債務者　坂本　光江
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
茨城県北茨城市磯原町磯原４丁目40番地
債務者　細島　三貴
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会沢　克男
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５０号
千葉県木更津市吾妻２丁目２番12号
債務者　日比生　晃
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　平成24年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部